

改 正 後		改 正 前																																			
		別表(第2条関係) 勤労身体障害者教養文化体育館																																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>使用料(円)</th> <th>納 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">競技場・多目的ホール使用(一面につき)</td> <td>全日(9時から17時まで)</td> <td>1,250</td> <td rowspan="5">使用日の10日前</td> </tr> <tr> <td>午前(9時から12時まで)</td> <td>410</td> </tr> <tr> <td>午後(13時から17時まで)</td> <td>830</td> </tr> <tr> <td>時間外(17時から21時まで)</td> <td>1,250</td> </tr> <tr> <td>時間延長の場合1時間ごとに</td> <td>410</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">占用使用以外の使用</td> <td>小学校児童</td> <td rowspan="3">50</td> <td rowspan="3">使用許可の際</td> </tr> <tr> <td>中学校生徒</td> </tr> <tr> <td>高等学校生徒</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上に掲げる者以外の者</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">会議室等の使用料</td> <td rowspan="3">1室1時間につき</td> <td>暖冷房しない場合</td> <td rowspan="3">使用日の10日前</td> </tr> <tr> <td>暖房する場合</td> <td>360</td> </tr> <tr> <td>冷房する場合</td> <td>510</td> </tr> </tbody> </table>		区 分		使用料(円)	納 期	競技場・多目的ホール使用(一面につき)	全日(9時から17時まで)	1,250	使用日の10日前	午前(9時から12時まで)	410	午後(13時から17時まで)	830	時間外(17時から21時まで)	1,250	時間延長の場合1時間ごとに	410	占用使用以外の使用	小学校児童	50	使用許可の際	中学校生徒	高等学校生徒	上に掲げる者以外の者		100		会議室等の使用料	1室1時間につき	暖冷房しない場合	使用日の10日前	暖房する場合	360	冷房する場合	510
区 分		使用料(円)	納 期																																		
競技場・多目的ホール使用(一面につき)	全日(9時から17時まで)	1,250	使用日の10日前																																		
	午前(9時から12時まで)	410																																			
	午後(13時から17時まで)	830																																			
	時間外(17時から21時まで)	1,250																																			
	時間延長の場合1時間ごとに	410																																			
占用使用以外の使用	小学校児童	50	使用許可の際																																		
	中学校生徒																																				
	高等学校生徒																																				
上に掲げる者以外の者		100																																			
会議室等の使用料	1室1時間につき	暖冷房しない場合	使用日の10日前																																		
		暖房する場合		360																																	
		冷房する場合		510																																	
		(注) 1 占有使用とは、施設を使用しようとする者が許可を受けて各種競技大会、講習会、強化合宿、クラブ活動等のために施設の全部又は一部を独占して使用する場合をいう。 2 一面とは、競技場の4分の1相当の部分又は多目的ホールをいう。 3 会議室等とは、会議室、教養文化室、研修室及び音楽室をいう。 4 時間延長の場合において1時間に満たない端数の時間は、1時間として計算する。																																			

佐賀県感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月七日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第十八号

佐賀県感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例

佐賀県感染症の診査に関する協議会条例(平成十一年佐賀県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第五項」を「第二十四条第六項」に改める。

第五条を削り、第四条を第五条とする。

第三条第二項中「三人以上」を「の過半数」に改め、同条を第四条とする。

第二条第一項中「六人」を「十一人」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

(設置)

第二条 次の表の上欄に掲げる保健所ごとに、それぞれ下欄に掲げる協議会を置く。

保健所名	協議会名
佐賀中部保健所及び鳥栖保健所	東部地区感染症の診査に関する協議会
唐津保健所及び伊万里保健所	北部地区感染症の診査に関する協議会
杵藤保健所	西部地区感染症の診査に関する協議会

第六条を第八条とし、同条の前に次の二条を加える。

(部会)

第六条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

<p>参考資料</p> <p>佐賀県感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="287 212 319 660"> <p>(趣旨)</p> <p>改正後</p> <p>第一条 この条例は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第二十四条第六項の</p> </td> <td data-bbox="287 672 319 1120"> <p>(趣旨)</p> <p>改正前</p> <p>第一条 この条例は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第二十四条第五項の</p> </td> </tr> </table>	<p>(趣旨)</p> <p>改正後</p> <p>第一条 この条例は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第二十四条第六項の</p>	<p>(趣旨)</p> <p>改正前</p> <p>第一条 この条例は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第二十四条第五項の</p>	<p>3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。</p> <p>4 部会長は、部会の事務を掌理する。</p> <p>5 第三条第六項、第四条及び第五条の規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「部会長があらかじめ指名する委員」と、「協議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。</p> <p>6 協議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって協議会の決議とすることができる。</p> <p>(協議会の庶務)</p> <p>第七条 次の各号に掲げる協議会の庶務は、それぞれ当該各号に定める保健所において処理する。</p> <p>一 東部地区感染症の診査に関する協議会 佐賀中部保健所</p> <p>二 北部地区感染症の診査に関する協議会 唐津保健所</p> <p>三 西部地区感染症の診査に関する協議会 杵藤保健所</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。</p> <p>(佐賀県結核の診査に関する協議会運営条例の廃止)</p> <p>2 佐賀県結核の診査に関する協議会運営条例（昭和二十六年佐賀県条例第三十八号）は、廃止する。</p>
<p>(趣旨)</p> <p>改正後</p> <p>第一条 この条例は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第二十四条第六項の</p>	<p>(趣旨)</p> <p>改正前</p> <p>第一条 この条例は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第二十四条第五項の</p>		

<p>第六条 協議会は、その定めるところにより、</p> <p>(部会)</p>	<p>規定に基づき、感染症の診査に関する協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第二条 次の表の上欄に掲げる保健所ごとに、それぞれ下欄に掲げる協議会を置く。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1141 1243 1173 1433">保健所名</td> <td data-bbox="1141 1444 1173 1624">協議会名</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1069 1243 1133 1433">佐賀中部保健所及び鳥栖保健所</td> <td data-bbox="1069 1444 1133 1624">東部地区感染症の診査に関する協議会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="997 1243 1061 1433">唐津保健所及び伊万里保健所</td> <td data-bbox="997 1444 1061 1624">北部地区感染症の診査に関する協議会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="925 1243 989 1433">杵藤保健所</td> <td data-bbox="925 1444 989 1624">西部地区感染症の診査に関する協議会</td> </tr> </table> <p>(組織等)</p> <p>第三条 協議会は、委員十一人以内で組織する。</p> <p>2 6 略</p> <p>(会議)</p> <p>第四条 略</p> <p>2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 略</p> <p>第五条 略</p>	保健所名	協議会名	佐賀中部保健所及び鳥栖保健所	東部地区感染症の診査に関する協議会	唐津保健所及び伊万里保健所	北部地区感染症の診査に関する協議会	杵藤保健所	西部地区感染症の診査に関する協議会
保健所名	協議会名								
佐賀中部保健所及び鳥栖保健所	東部地区感染症の診査に関する協議会								
唐津保健所及び伊万里保健所	北部地区感染症の診査に関する協議会								
杵藤保健所	西部地区感染症の診査に関する協議会								

<p>第五条 協議会の庶務は、保健所において処理する。</p> <p>(協議会の庶務)</p>	<p>規定に基づき、感染症の診査に関する協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織等)</p> <p>第二条 協議会は、委員六人以内で組織する。</p> <p>2 6 略</p> <p>(会議)</p> <p>第三条 略</p> <p>2 協議会は、委員三人以上の出席がなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 略</p> <p>第四条 略</p>
---	---

佐賀県立有田窯業大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

<p>部会を置くことができる。</p> <p>2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。</p> <p>3 部会に部長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。</p> <p>4 部長は、部会の事務を掌理する。</p> <p>5 第二条第六項、第四条及び第五条の規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「部会長があらかじめ指名する委員」と、「協議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。</p> <p>6 協議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって協議会の決議とすることができる。</p> <p>(協議会の庶務)</p> <p>第七条 次の各号に掲げる協議会の庶務は、それぞれ当該各号に定める保健所において処理する。</p> <p>一 東部地区感染症の診査に関する協議会 佐賀中部保健所</p> <p>二 北部地区感染症の診査に関する協議会 唐津保健所</p> <p>三 西部地区感染症の診査に関する協議会 杵藤保健所</p> <p>第八条 略</p>	<p>第六条 略</p>
---	--------------

平成十九年三月七日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第十九号

佐賀県立有田窯業大学校条例の一部を改正する条例

佐賀県立有田窯業大学校条例(昭和五十九年佐賀県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一の短期研修の一般研修の項中「四、七〇〇円」を「四、八〇〇円」に改め、同表の短期研修の特別研修の項中「七〇〇円」を「八〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

参考資料

佐賀県立有田窯業大学校条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後				改 正 前			
別表第一(第七条関係)				別表第一(第七条関係)			
短期研修	略	区	分	短期研修	略	区	分
特別研修	一般研修		授業料の額(月額)	特別研修	一般研修		授業料の額(月額)
			四、八〇〇円				四、七〇〇円
			八〇〇円				七〇〇円

佐賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月七日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第二十号

佐賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例



佐賀県屋外広告物条例(昭和三十九年佐賀県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二十二条を次のように改める。

(景観行政団体である市町が処理する事務の範囲)

第二十二条 佐賀市の区域における法第三条から第五条まで、第七条及び第八条の規定に基づく条例の制定及び改廃の事務は、佐賀市が処理することとする。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

参考資料

佐賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前						
<p>(景観行政団体である市町が処理する事務の範囲)</p> <p>第二十二条 佐賀市の区域における法第三条から第五条まで、第七条及び第八条の規定に基づく条例の制定及び改廃の事務は、佐賀市が処理することとする。</p>	<p>(事務処理の特例)</p> <p>第二十二条 佐賀市の区域におけるこの条例の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>第五條第一項(各号列記以外の部分に限る。)及び第二項、第七條第一項、第八條第一項及び第二項、第八條の三、第十二條、第十三條、第十四條第三項、第十四條の二、第十五條並びに第十五條の第二項</p> </td> <td> <p>知事</p> </td> <td> <p>佐賀市長</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>第十五條の第二項</p> </td> <td> <p>佐賀県公報に掲載する</p> </td> <td> <p>佐賀市役所に掲示する</p> </td> </tr> </table>	<p>第五條第一項(各号列記以外の部分に限る。)及び第二項、第七條第一項、第八條第一項及び第二項、第八條の三、第十二條、第十三條、第十四條第三項、第十四條の二、第十五條並びに第十五條の第二項</p>	<p>知事</p>	<p>佐賀市長</p>	<p>第十五條の第二項</p>	<p>佐賀県公報に掲載する</p>	<p>佐賀市役所に掲示する</p>
<p>第五條第一項(各号列記以外の部分に限る。)及び第二項、第七條第一項、第八條第一項及び第二項、第八條の三、第十二條、第十三條、第十四條第三項、第十四條の二、第十五條並びに第十五條の第二項</p>	<p>知事</p>	<p>佐賀市長</p>					
<p>第十五條の第二項</p>	<p>佐賀県公報に掲載する</p>	<p>佐賀市役所に掲示する</p>					

<p>第十五條の二第三項、第十五條の六、第十五條の七第一項及び第十七條の十七(第一項第一号に掲げる場合に限る。)</p>	<p>知事</p>	<p>佐賀市長</p>
--	-----------	-------------

国営土地改良事業負担金条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成十九年三月七日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第二十一号

国営土地改良事業負担金条例の一部を改正する条例

国営土地改良事業負担金条例(昭和四十五年佐賀県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表の国営直轄干拓事業有明地区(廻里江工区)の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

国営土地改良事業負担金条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前																												
<p>別表(第三条、第四条関係)</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">事業名</th> <th rowspan="2">略</th> <th rowspan="2">徴収率</th> <th colspan="2">支払期間</th> <th rowspan="2">利率</th> </tr> <tr> <th>据置期間</th> <th>徴収期間</th> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>	事業名	略	徴収率	支払期間		利率	据置期間	徴収期間	略	略	略	略	略	略	<p>別表(第三条、第四条関係)</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">事業名</th> <th rowspan="2">略</th> <th rowspan="2">徴収率</th> <th colspan="2">支払期間</th> <th rowspan="2">利率</th> </tr> <tr> <th>据置期間</th> <th>徴収期間</th> </tr> <tr> <td>国営直轄干拓事業有明地区(廻里江工区)</td> <td>略</td> <td>百分の六</td> <td>三年</td> <td>二十年</td> <td>年六分五厘</td> </tr> </table>	事業名	略	徴収率	支払期間		利率	据置期間	徴収期間	国営直轄干拓事業有明地区(廻里江工区)	略	百分の六	三年	二十年	年六分五厘
事業名				略	徴収率		支払期間		利率																				
	据置期間	徴収期間																											
略	略	略	略	略	略																								
事業名	略	徴収率	支払期間		利率																								
			据置期間	徴収期間																									
国営直轄干拓事業有明地区(廻里江工区)	略	百分の六	三年	二十年	年六分五厘																								

備考 略

備考 略

建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
 平成十九年三月七日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第二十二号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例(昭和四十六年佐賀県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の三に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第八条第一項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域(以下「特別警戒区域」という。)については、適用しない。

第三条第三項を次のように改める。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 建築物の用途、規模及び構造又は擁壁若しくはがけ等の状況により建築物の安全上支障がない場合

二 特別警戒区域内において居室を有する建築物を建築する場合

第三十一条の二中「申請」の下に「又は通知」を加える。

別表第一号を次のように改める。

<p>一 法第六条第一項(法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定による建築物の確認を受けようとする者又は法第十八条第二項</p>	<p>建築物に関する確認申請又は計画通知手数料</p>	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額        イ 法第六条第五項又は第十八条第四項に規定する構造計算適合性判定を要しない建築物 次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額        (1) 床面積の合計が三十平方メートル以内のもの 五千円</p>
<p>(法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定による建築物に係る計画の通知に関する審査を受けようとする者</p>		
<p>(2) 床面積の合計が三十平方メートルを超え、百平方メートル以内のもの 九千円        (3) 床面積の合計が百平方メートルを超え、二百平方メートル以内のもの 一万四千円        (4) 床面積の合計が二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの 一万九千円        (5) 床面積の合計が五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの 三万四千円        (6) 床面積の合計が千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの 四万八千円        (7) 床面積の合計が二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの 十四万円        (8) 床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの 二十四万円        (9) 床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの 四十六万円        ロ 法第六条第五項又は第十八条第四項に規定する構造計算適合性判定を要する建築物 次に掲げる構造計算適合性判定を実施する区分に応じ、それぞれ次に定める額        (1) 知事による実施 イに定める額に、次に掲げる構造計算適合性判定を行う建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額        (ア) 床面積の合計が千平方メートル以内のもの 一棟につき二十二万七千円(法第二十条第二号イ又は第三号イに規定する国土交通大臣の認定を</p>		

<p>(イ) 床面積の合計が千平方メートルを      超え、二平方メートル以内のもの      一棟につき二十六万六千円(認定      プログラムによる構造計算にあつて      は、一棟につき十九万円)</p> <p>(ウ) 床面積の合計が二千平方メートル      を超え、一万平方メートル以内のも      の一棟につき三十三万円(認定プ      ログラムによる構造計算にあつては、      一棟につき十九万円)</p> <p>(エ) 床面積の合計が一万平方メートル      を超え、五万平方メートル以内のも      の一棟につき四十四万四千円(認定      プログラムによる構造計算にあつて      は、一棟につき二十四万三千円)</p> <p>(オ) 床面積の合計が五万平方メートル      を超えるもの一棟につき六十九万      五千円(認定プログラムによる構造      計算にあつては、一棟につき三十七      万千円)</p> <p>(カ) 床面積の合計が千平方メートル以内の      もの一棟につき二十二万七千円(認定      プログラムによる構造計算にあつては、      一棟につき十七万三千円)</p> <p>(キ) 床面積の合計が千平方メートルを超え、      二千平方メートル以内のもの一棟につ      き二十七万九千円(認定プログラムによ      る構造計算にあつては、一棟につき十九      万九千円)</p> <p>ハ 床面積の合計が二千平方メートルを超      え、一万平方メートル以内のもの一棟</p>	<p>受けたプログラム(以下この号及び      次号において「認定プログラム」と      いう。)による構造計算にあつては、      一棟につき十七万三千円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が千平方メートルを      超え、二千平方メートル以内のもの      一棟につき二十七万九千円(認定      プログラムによる構造計算にあつて      は、一棟につき十九万九千円)</p> <p>(ウ) 床面積の合計が二千平方メートル      を超え、一万平方メートル以内のも      の一棟につき三十四万七千円(認      定プログラムによる構造計算にあつ      ては、一棟につき二十一万六千円)</p> <p>(エ) 床面積の合計が一万平方メートル      を超え、五万平方メートル以内のも      の一棟につき四十二万四千円(認      定プログラムによる構造計算にあつ      ては、一棟につき二十五万五千円)</p> <p>(オ) 床面積の合計が五万平方メートル      を超えるもの一棟につき七十三万      円(認定プログラムによる構造計算      にあつては、一棟につき三十八万九      千円)</p> <p>(2) 法第十八条の二第一項の規定により      指定した指定構造計算適合性判定機関      による実施 イに定める額に、次に掲      げる構造計算適合性判定を行う建築物      の床面積の合計の区分に応じ、それぞ      れ次に定める額を加算した額</p> <p>(ア) 床面積の合計が千平方メートル以      内のもの一棟につき二十一万七千      円(認定プログラムによる構造計算      にあつては、一棟につき十六万五千      円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が千平方メートルを      超え、二平方メートル以内のもの      一棟につき二十六万六千円(認定      プログラムによる構造計算にあつて      は、一棟につき十九万円)</p> <p>(ウ) 床面積の合計が二千平方メートル      を超え、一万平方メートル以内のも      の一棟につき三十三万円(認定プ      ログラムによる構造計算にあつては、      一棟につき十九万円)</p> <p>(エ) 床面積の合計が一万平方メートル      を超え、五万平方メートル以内のも      の一棟につき四十四万四千円(認定      プログラムによる構造計算にあつて      は、一棟につき二十四万三千円)</p> <p>(オ) 床面積の合計が五万平方メートル      を超えるもの一棟につき六十九万      五千円(認定プログラムによる構造      計算にあつては、一棟につき三十七      万千円)</p>
<p>別表第一号の次に次の一号を加える。</p> <p>一の二 法第六条第      五項、第六条の二      第三項又は第十八      条第四項の規定に      よる建築物の構造      計算適合性判定を      受けようとする者      (佐賀県に置かれ      た建築主事を除く。)</p> <p>建築物に関する構      造計算適合性判定      手数料</p> <p>次に掲げる構造計算適合性判定を行う建築      物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ      次に定める額</p> <p>イ 床面積の合計が千平方メートル以内の      もの 一棟につき二十二万七千円(認定      プログラムによる構造計算にあつては、      一棟につき十七万三千円)</p> <p>ロ 床面積の合計が千平方メートルを超え、      二千平方メートル以内のもの 一棟につ      き二十七万九千円(認定プログラムによ      る構造計算にあつては、一棟につき十九      万九千円)</p> <p>ハ 床面積の合計が二千平方メートルを超      え、一万平方メートル以内のもの 一棟</p>	<p>超え、二千平方メートル以内のもの      一棟につき二十六万六千円(認定      プログラムによる構造計算にあつて      は、一棟につき十九万円)</p> <p>(ウ) 床面積の合計が二千平方メートル      を超え、一万平方メートル以内のも      の一棟につき三十三万円(認定プ      ログラムによる構造計算にあつては、      一棟につき十九万円)</p> <p>(エ) 床面積の合計が一万平方メートル      を超え、五万平方メートル以内のも      の一棟につき四十四万四千円(認定      プログラムによる構造計算にあつて      は、一棟につき二十四万三千円)</p> <p>(オ) 床面積の合計が五万平方メートル      を超えるもの一棟につき六十九万      五千円(認定プログラムによる構造      計算にあつては、一棟につき三十七      万千円)</p>



につき三十四万七千円（認定プログラムによる構造計算にあつては、一棟につき二十一万六千円）

二 床面積の合計が一万平方米メートルを超え、五万平方米メートル以内のもの 一棟につき四十二万四千円（認定プログラムによる構造計算にあつては、一棟につき二十五万五千円）

ホ 床面積の合計が五万平方米メートルを超えるもの 一棟につき七十三万円（認定プログラムによる構造計算にあつては、一棟につき三十八万九千円）

別表第二号の納付義務者の欄中「又は」を「若しくは」に改め、「受けようとする者」の下に「又は法第八十七条の二若しくは第八十八条第一項若しくは第二項において準用する法第十八条第二項の規定による建築設備若しくは工作物に係る計画の通知に関する審査を受けようとする者」を加え、同号の手数料の欄中「確認申請」の下に「又は計画通知」を加え、同表第三号中「(次号に掲げる検査を除く。)」を削り、「受けようとする者」の下に「又は法第十八条第十四項の規定による建築物に係る工事の完了の通知に関する検査を受けようとする者(次号に掲げる者を除く。)」を、「完了検査申請」の下に「又は工完了通知」を加え、同表第四号中「法第七条の三第一項に規定する特定工程に係る建築物に限る。」を削り、「受けようとする者」の下に「又は法第十八条第十四項の規定による建築物に係る工事の完了の通知に関する検査を受けようとする者(法第七条の三第一項に規定する特定工程を含む建築物の完了の検査を受けようとする者又は工事の完了の通知に係る検査を受けようとする者に限る。)」を加え、同号の手数料の欄中「に係る」を「を含む」に改め、「完了検査申請」の下に「又は工完了通知」を加え、同表第五号の納付義務者の欄中「又は」を「若しくは」に改め、「(次号に掲げる検査を除く。)」を削り、「受けようとする者」の下に「又は法第八十七条の二若しくは第八十八条第一項若しくは

くは第二項において準用する法第十八条第十四項の規定による建築設備若しくは工作物に係る工事の完了の通知に関する検査を受けようとする者(次号に掲げる者を除く。)」を加え、同号の手数料の欄中「完了検査申請」の下に「又は工完了通知」を加え、同号の額の欄中「完了検査の」を削り、同表第六号中「(法第八十七条の二において準用する法第七条の三第一項に規定する特定工程に係る建築設備に限る。)」を削り、「受けようとする者」の下に「又は法第八十七条の二において準用する法第十八条第十四項の規定による建築設備に係る工事の完了の通知に関する検査を受けようとする者(法第八十七条の二において準用する法第七条の三第一項に規定する特定工程を含む建築物の完了の検査を受けようとする者又は工事の完了の通知に係る検査を受けようとする者に限る。)」を加え、同号の手数料の欄中「に係る」を「を含む」に改め、「完了検査申請」の下に「又は工完了通知」を加え、同表第七号中「第七条の三第二項」を「第七条の三第一項」に、「建築物に関する特定」を「建築物の特定」に改め、「(以下この号及び次号において「中間検査」という。)」を削り、「受けようとする者」の下に「又は法第十八条第十七項の規定による建築物の特定工程に係る工事の完了の通知に関する検査を受けようとする者」を、「中間検査申請」の下に「又は特定工程に係る工完了通知」を加え、

イ 中間検査を行う部分の床面積の合計が三十平方メートル以内のもの  
の 九千円

次に掲げる中間検査(法第七条の三第四項又は第十八条第十八項の規定による建築主事による検査をいう。)を行う部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 中間検査を行う部分の床面積の合計が三十平方メートル以内のもの  
の 九千円

に改め、同表第八号中「第八十七条の二又は」を「第八十七条の二若しくは」に、「第七条の三第二項」を「第七条の三第一項」に、「又は工作物に関する中間検査」を「若しくは工作物の特定工程に係る工事の検査」に改め、「受けようとする者」の下に「又は法第八十七条の二若しくは第八十八条第一項におい



て準用する法第十八条第十七項の規定による建築設備若しくは工作物の特定工程に係る工事の完了の通知に関する検査を受けようとする者」を、「中間検査申請」の下に「又は特定工程に係る工事完了通知」を加え、同号の欄中「中間検査の」を削り、同表第九号中「第八十七条の二第一項又は第八十八条第一項若しくは第二項」を「第八十七条の二又は第八十八条第二項」に改め、「を含む。」の下に「又は法第十八条第二十二項第一号（法第八十七条の二又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同表の備考第一号のイ中「床面積」を「床面積。ただし、構造計算適合性判定を要する建築物の加算額の算定については当該建築物に係る構造計算を要する部分の床面積」に改め、同号のロ中「床面積」を「床面積を加算した面積」。ただし、構造計算適合性判定を要する建築物の加算額の算定については当該建築物に係る構造計算を要する部分の床面積」に改め、同号のハ及びニ中「二分の一」を「二分の一。ただし、構造計算適合性判定を要する建築物の加算額の算定については当該建築物に係る構造計算を要する部分の床面積」に改め、同表の備考中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第一号及び第一号の二の額の欄の一棟は、令第八十一条第二項の規定によりそれぞれ別の建築物とみなされる建築物の部分の場合にあつては、当該建築物の部分をもつて一棟とする。

附 則  
(施行期日)

1 この条例は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第九十二号）の施行の日から施行する。ただし、第二条の三に一項を加える改正規定及び第三条第三項の改正規定並びに次項の規定は、平成十九年四月一日から施行する。  
(罰則に関する経過措置)

2 平成十九年四月一日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

参考資料

建築基準法施行条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後

(災害危険区域内における建築物の建築の制限)  
第二条の三 略

2 略

3 前二項の規定は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）については、適用しない。

(がけに近接する建築物)  
第三条 略

2 略

3 前二項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 建築物の用途、規模及び構造又は擁壁若しくはがけ等の状況により建築物の安全上支障がない場合

二 特別警戒区域内において居室を有する建築物を建築する場合

(手数料の徴収)  
第三十一条の二 別表の各号の上欄に掲げる者は、当該各号の中欄に掲げる手数料について、当該各号の下欄に掲げる額を、当該確認等の申請又は通知の際に納付しなければならない。

別表（第三十一条の二関係）

改 正 前

(災害危険区域内における建築物の建築の制限)  
第二条の三 略

2 略

(がけに近接する建築物)  
第三条 略

2 略

3 前二項の規定は、建築物の用途、規模及び構造又は擁壁若しくはがけ等の状況により建築物の安全上支障がない場合においては、適用しない。

(手数料の徴収)  
第三十一条の二 別表の各号の上欄に掲げる者は、当該各号の中欄に掲げる手数料について、当該各号の下欄に掲げる額を、当該確認等の申請の際に納付しなければならない。

別表（第三十一条の二関係）